

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市保育対策総合支援事業補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）事業補助（協調事業補助）
補助の概要	地域の実情に応じた多様な保育需要に対応することを目的として、私立認可保育所等又は私立認定こども園において、保育対策総合支援事業を行うために要する経費に対して補助金を交付する。
補助事業者	市内の私立保育所等
補助対象経費	保育対策総合支援事業を実施するために必要な経費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	新潟県保育対策総合支援事業補助金交付要綱に定める額 保育対策総合支援事業補助金交付要綱に定める額
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	新潟県保育対策総合支援事業補助金交付要綱に定める基準額 保育環境改善（県2/3、市1/3）、保育補助者雇上強化（県7/8、市1/8） 保育対策総合支援事業補助金交付要綱に定める基準額 業務効率化推進（国1/2、市1/4、事業者1/4）、 保育体制強化（国1/2、市1/2）
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	地域の実情に応じた多様な保育需要に対応することを目的に交付するものであり、保育所等と事前協議を行いながら実施するため。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 対象保育所等に案内
事業担当	（担当部署） 子ども若者課 園児支援係
	（電話番号） 0259-63-3126